

日本糖尿病学会細則抜粋

第 3 章 学術評議員

(学術評議員の資格等)

第 18 条 学術評議員は各支部より選出された正会員で社員総会の承認を得たものとする。候補者となりうる正会員は、就任年度の 4 月 1 日に 66 歳未満^{*1}のものとする。

(学術評議員の種類と選出方法)

第 19 条 学術評議員は、次のいずれかの方法により、選出される。

(1) 各所属支部で選挙された学術評議員 (以下「支部選出学術評議員」という)

(2) 理事会より推薦され、各所属支部で選挙された学術評議員

(以下「理事会推薦学術評議員」という)

(学術評議員の定員)

第 20 条 学術評議員の定員は、次の通りとし、その合計は 500 名以上 1,000 名以内でなければならない。

(1) 支部選出学術評議員の各支部における定員は、各支部の年度当初の正会員数の比率によるものとし、理事会において決定する。

(2) 理事会推薦学術評議員は 50 名以内とする。

(学術評議員の任期)

第 21 条 学術評議員の任期は 4 年とし、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された学術評議員の任期は、前任者または現任者の任期満了する時までとする。

(学術評議員の解任)

第 22 条 学術評議員の解任については、定款第 29 条を準用する。

(学術評議員候補者の資格)

第 23 条 学術評議員の候補者は、選出方法ごとに以下の要件を満たすこととする。

(1) 支部選出学術評議員の候補者は、10 年以上本会の正会員であり、かつ糖尿病に関する研究に現に従事しているものでなければならない。

(2) 理事会推薦学術評議員の候補者は、理事会の意を受けて定款第 5 条の所定の事業に現に参画しているもの若しくは過去に参画したもので、学術評議員候補者として、理事会の推薦を受けたものでなければならない。

(学術評議員の選挙)

第 24 条 学術評議員の選挙は各支部で行う。

2. 選挙権は、正会員として本学会に入会を申し込み、理事会で承認され、各支部に通知された時点から発生する。

3. 選挙人名簿は、学術評議員就任前年度の 9 月末日で閉鎖し、当該年度内に選挙を実施する。

(支部選出学術評議員の選挙)

第 25 条 支部選出学術評議員の選挙は、各支部に規定された学術評議員数の 1/3 以上の範囲内において各支部で決めた数を連記し、無記名投票とする。

(理事会推薦学術評議員の選挙)

第 26 条 理事会推薦学術評議員の候補者は、以下の方法により選出する。

(1) 内科系以外の会員で、各支部から推薦を受けたものから、理事会の委嘱を受けた委員会にて 50 名以内を選考する。

(2) 前項において理事会推薦された候補者は、各所属支部において通常とは異なる被選挙人名簿にのみ掲載し、その支部の選挙における無記名の信任投票により選出する。

(学術評議員選挙後の手続)

第 27 条 理事長は、各支部における学術評議員選挙の結果を理事会、学術評議員会の議決を経て、社員総会に報告し、その承認を得る。

(学術評議員会の招集)

第 28 条 学術評議員会は、理事長が召集する。ただし、学術評議員現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して学術評議員会の召集の請求のあったときは、その請求のあった日から 30 日以内にこれを召集しなければならない。

2. 学術評議員会の召集は、少なくとも 15 日以前に、その会議に議すべき事項、日時および場所を記載した書面等をもって通知する。

(学術評議員会の議事)

第 29 条 学術評議員会は、学術評議員現在数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面等をもって、あらかじめ意志を表示した者および他の学術評議員を代理人として表決を委任した者は、出席とみなす。

2. 学術評議員会の議事は、出席学術評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

九州支部内規抜粋

(第 7 条)

支部評議員被選挙者の資格は、九州支部に所属し、10 年以上日本糖尿病学会の正会員であり、かつ糖尿病に関する研究に従事している者とし、日本糖尿病学会九州支部内規の細則第 2 条に定める要件を満たすものとする。

九州支部内規細則抜粋

(学術評議員被選挙者資格)

第 2 条 学術評議員選挙被選挙者認定資格要件

以下の学会発表、座長、論文もしくは査読の要件を満たす 5 件以上の業績を有すること。

1. 過去 10 年間*2 に日本糖尿病学会年次学術集会、九州地方会あるいは糖尿病合併症学会における学会発表。

①一般演題の発表

筆頭演者 (First author) として発表もしくは筆頭発表者に対して指導をした学会発表。筆頭発表者に指導をしたことの証明は、2 番目の演者 (Second author)、もしくは Last author として登録されていること、これら以外は所定の証明書を添付する。筆頭発表者に指導をした学会発表として申請ができるのは、1 編の発表につき 1 名のみとする。

②一般演題以外の発表

正規プログラムの筆頭演者としての発表。特別講演、シンポジウム、教育講演等を含む。スポンサードセミナー等は除く。

2. 過去 10 年間に日本糖尿病学会年次学術集会、九州地方会あるいは糖尿病合併症学会における正規プログラムの座長 (スポンサードセミナー等は除く)。

3. 過去 10 年間に発表した糖尿病に関係した英文の学術論文 (「筆頭著者 (first author)」(co-first author を含む)、「責任著者 (corresponding author)」もしくは「Last author」)

4. 過去 10 年間に会誌「糖尿病」における和文の学術論文（「筆頭著者（first author）」（co-first author を含む）、「責任著者（corresponding author）」もしくは「Last author」）
5. 過去 10 年間に会誌「糖尿病」、「Diabetology International」の論文の査読、および年次学術集会一般講演抄録の査読。論文査読は論文 ID を申請書類に記載、一般演題の査読は抄録集号の演題選定委員名簿写しを添付し申請する。九州支部事務局は査読の事実確認を学会本部を通じて行うこととする。

また、現学術評議員が任期中に本部および支部の開催する評議員会へ、それぞれに 1 回以上の出席がない場合、次回の学術評議員選挙への被選挙権を与えないものとし、選挙管理委員会において、これを審査する。

被選挙者認定を求める者は、被選挙者申請書類を九州支部事務局へ提出することにより、自ら被選挙者資格を有することを報告し、選挙管理委員会で資格認定を行うこととする。

***1** 今回は、2027 年 4 月 1 日をもって 66 歳未満、かつ在籍期間 10 年以上の正会員が対象となります。

***2** 申請時点より過去 10 年間の研究発表(共著、共演可)